

福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業者選定委員会設置要綱

（目的）

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）に基づき、福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業（以下、「事業」という。）を実施するにあたり、専門的かつ客観的な視点から検討及び事業者提案の審査を行うため、「福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）実施方針に関すること。
- （2）特定事業の選定に関すること。
- （3）事業者募集要項及び事業者選定基準に関すること。
- （4）事業者及び事業提案書の審査に関すること。
- （5）その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

（設置期間）

第3条 委員会の設置期間は、平成26年8月1日から特定事業に係る契約を締結した日までとする。

（委員）

第4条 委員会の委員の数は7人以内とし、学識経験者及び市職員等で構成し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は委嘱の日から、特定事業に係る契約を締結した日までとする。

（組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（委員の責務）

第7条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（意見の聴取）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、市民局スポーツ推進部スポーツ振興課において行う。

（実施の細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から実施する。